

(平成26年9月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成20年5月から同年8月までは16万円、同年9月は26万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、21年1月は28万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年10月までは28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、22年1月は26万円、同年2月から同年4月までは28万円、同年5月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月1日から22年6月11日まで

私は、A社に勤務していた全期間において、同社から毎月23万円ないし28万円の給与を受けていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が、15万円又は19万円と低額になっている。申立期間のうち一部の期間については給与支払明細書があるので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の給与振込口座に係る振込履歴により、申立人の申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、申立人は、平成21年2月、同年3月、同年5月、同年7月から同年11月までの厚生年金保険料額に係る給与支払明細書を所持しているところ、当該給与支払明細書に記載された厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高額であることが確認できる。

さらに、申立人の平成 20 年分の源泉徴収票、21 年分の源泉徴収票及び B 区役所から提出された申立人の「平成 23 年度給報入力情報」に記載されたそれぞれの社会保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額を元に算出したそれぞれの年における社会保険料額よりも高額であることが確認できる。

加えて、申立期間に係る同僚の賃金台帳により、当該同僚の報酬月額及び厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、上記の給与振込口座に係る振込履歴、給与支払明細書、源泉徴収票及び給報入力情報において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 5 月から同年 8 月までは 16 万円、同年 9 月は 26 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 26 万円、21 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月から同年 10 月までは 28 万円、同年 11 月は 26 万円、同年 12 月は 28 万円、22 年 1 月は 26 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 28 万円、同年 5 月は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、上記の給与支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所。）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和36年12月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月28日から37年10月15日まで  
私は、昭和36年12月に、A社に採用が決まり、38年8月15日に退職するまで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、B社が、平成20年5月27日付けで発行した「年金加入証明書」を所持しており、当該証明書に記載されている年金加入期間と、申立人のA社における被保険者期間に申立期間を加えた期間はおおむね一致する。

さらに、A社において、申立人と同日に被保険者資格を取得し、被保険者期間に欠落がある複数の者が年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認D地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てにおいて、当該両委員会が照会したところ、当時の労働組合の役員は「当時、総務担当者は保険料を控除しながら届出をしていなかった。」と、また、同僚は「昭和32年ぐらいから37年ぐらいまで、社会保険料を控除していたが届出を

していなかった。同年 10 月頃に加入手続が取られた。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 37 年 10 月 15 日付けでまとめて約 200 人の従業員を厚生年金保険に加入させていることが確認でき、上記の証言と符合するとともに、申立人も同日において被保険者資格を取得している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 37 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立てどおりの被保険者資格取得届が提出されていた場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立てどおりの資格取得の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 12 月から 37 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和55年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年12月31日から55年1月1日まで  
私は、B社のグループ会社であったA社からC社へ異動になったときの厚生年金保険の記録が無いが、継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和55年1月1日に、A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年11月の社会保険事務所（当時）の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立期間の状況を確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和55年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを54年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9047

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和50年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月21日から同年3月1日まで

私は、昭和47年4月1日にA社へ入社し、平成17年3月31日まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年2月21日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事



業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、37万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 26 日

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無い。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の手紙が届いた。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「2003年冬季賞与明細書」及びA社の元事務担当者が提出した申立期間の賞与に係る資料により、申立人の申立期間に係る賞与額は37万3,800円であり、標準賞与額37万3,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、申立期間に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から上記の賞与明細書で確認できる差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、上記の差引支給額は、破産管財人が提出した「更正配当表（労働債権）」で確認できる申立人の配当額と一致している。

これらのことから判断すると、当該賞与は、申立期間に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、37万3,000円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は資料が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成4年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月31日から4年1月1日まで

私は、平成2年8月16日にA社に入社し、4年1月1日にグループ会社であったB社へ異動後、同年2月29日まで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言及び事業主の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成4年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを3年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9050

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで  
私は、A社に勤務していたが、組織変更により、C社に異動した。継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、経歴書及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年10月1日である上、B社は、「A社は、事務的過誤によりC社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を昭和58年9月21日と届け出たものと考えられる。」と回答していることから、申立人のA社における資格喪失日を同年10月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って届け出たものと考えられる旨回答している上、A社が加入していたD基金が保管している加入員資格喪失届に申立人に係る資格喪失日が昭和58年9月21日と記載されていることから、社会保険事務所及び同基金の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難く、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで

私は、昭和45年3月にA社に就職したが、46年10月1日に事業の一部が独立する形でB社が発足したため、A社を退職の上、B社に移籍し、平成22年7月31日まで勤務していた。A社からB社が発足した時から継続して勤務していたのに、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

調査の上、申立期間に係る被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間について、B社が設立された当時の事業主の回答及び申立人と一緒にA社からB社に移籍したとする複数の同僚の供述から、申立人が当該期間にA社



に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「A社のD部門の者は、昭和46年9月30日に退職し、同年10月1日に設立されたB社に移籍した。退職という形をとって移籍したことになっているが、従業員からすると業務内容は変わらなかった。」と供述しているところ、同僚が所持する当該期間に係る給料支払明細書により、当該同僚は厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本によると、A社は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから確認することができないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の雇用保険の加入記録、B社が設立された当時の事業主の回答及び申立人と一緒にA社からB社に移籍したとする複数の同僚の供述から、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の事業主は、「私や申立人を含めて、A社に勤務していた者は、昭和46年10月1日付けでB社に移籍しており、当該期間に係る厚生年金保険料は控除していた。」と回答している上、複数の同僚は、「A社のD部門の者は、昭和46年9月30日に退職し、同年10月1日に設立されたB社に移籍した。退職という形をとって移籍したことになっているが、従業員からすると業務内容は変わらなかった。」と供述しているところ、同僚が所持する当該期間に係る給料支払明細書により、当該同僚は厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和46年11月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和46年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていない。しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、同年10月1日に設立されていることが確認できる上、10人の同僚が同年10月1日付けで同社に移籍したと供述していることから、同社は、同日において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は納付していないとしている上、上述のとおり、昭和46年10月1日に適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年4月1日、資格喪失日が56年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社を昭和56年8月31日付けで一度退職したが、退職月の厚生年金保険の被保険者記録が無いことを知り、同社に訂正をお願いしたところ、先日訂正する届出が行われた。しかし、申立期間が年金額に反映されない期間となっているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年4月1日、資格喪失日が56年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録及びA社から提出のあった退職に係る合議書から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「月末付けで退職する従業員に対しては、翌月に支給する給与から、退職月に係る厚生年金保険料を控除する取扱いであった。」、「退職を願い出た従業員について、退職日までの間において、勤務形態や待遇を変更することは無かった。合議書において承認された退職日に沿って給与計算等の処理を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が保管されておらず不明であるとしているものの、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って届け出たと回答していることから、事業主が申立人の資格喪失日を昭和56年8月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年9月30日から同年10月1日まで  
夫は、昭和44年10月から62年10月まで、継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

当時は、A社本社から同社B支店に転勤しただけであるので、被保険者期間に欠落が生じるはずがない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業所の回答から、昭和61年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、44万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 61 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9054

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月12日は23万4,000円、同年12月16日は30万円、18年8月11日は31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成17年12月16日  
③ 平成18年8月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

賞与は支払われていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は30万円、申立期間③は31万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 57 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いので、私が会社を退職した昭和 52 年 8 月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続が自動的に行われたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、申立期間当初、2 か月ごとに 1 万 1,000 円を区役所で納付していたが、結婚した昭和 53 年 12 月頃に、半年分程度の未納分の納付書が郵送されてきたので、5、6 万円を同区役所で納付した。

結婚後、複数回転居したが、転居後の国民年金保険料については、国民年金の住所変更手続を行った記憶は無いものの、それぞれの転居地の金融機関又は郵便局等で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 52 年 8 月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続が自動的に行われたと思うと主張しているところ、申立人は、自身の国民年金の加入手続に直接関与しておらず、当該手続に関する記憶が全く無いことから、申立人の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 57 年 4 月頃と推認できる上、申立人の所持する年金手帳には、申立人の国民年金の「はじめて被保険者となった日」は、「昭和 57 年 4 月 3 日」と記載されており、オンライン記録においても、申立人は同日に任意加入被保険



者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

さらに、申立人は、申立期間当初、国民年金保険料を2か月ごとに1万1,000円を区役所で納付し、結婚した昭和53年12月頃に半年分程度の未納分の保険料の納付書が郵送されてきたので、5、6万円を同区役所で納付したと主張しているが、i) 当該期間当初の昭和52年度の保険料月額は、2,200円であったこと、ii) 申立人の主張のとおり、昭和53年12月頃に区役所で納付することができる同年4月から同年9月までの半年分の保険料を遡って納付した場合、実際に必要となる保険料額は1万6,380円であり、申立人の主張する金額と大きく乖<sup>かい</sup>離していることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、学校を卒業後、国民年金に加入していなかったが、30 歳になった昭和 54 年頃、私の父親から、将来のために国民年金保険料を納付するように勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、庁舎内で職員に呼び止められ、「今なら 5 年間遡って保険料を納付することができる。」と強く勧められ保険料の納付用紙を渡されたが、当時、収入が余りなかったので、2 年分で 3 万円ぐらいの金額の保険料を、後日、一括納付した。

父親の「所得税の確定申告書（控）」（以下「確定申告書」という。）の社会保険料控除欄に申立期間の国民年金保険料の金額が記載されているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したと述べているが、当該期間の保険料を納付した時期を具体的に記憶しておらず、渡された複数の納付書のうち、納付に使用した枚数や納付した場所についてもはっきり憶<sup>おぼ</sup>えていないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括納付した金額は 3 万円ぐらいだったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が加入手続を行ったと推認される昭和 55 年 5 月時点において、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付で実際に納付した場合の保険料額と乖<sup>かい</sup>離している。

さらに、申立人は、申立人の父親の昭和 55 年分から 58 年分までの確定申告書を提出し、当該確定申告書のうち、56 年分確定申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金支払保険料額は、申立期間の保険料を含んだものであり、それが当該期間の保険料を納付していた証拠であると主張しているが、同年分確定申告書の国民年金支払保険料額は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額を含めた金額と相違している上、55 年分から 58 年分までの確定申告書の国民年金支払保険料額は、申立人及び申立人の母親の納付済みとなっている期間の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 4 月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続を行った際、市役所の窓口の職員から、「今から 3 年間遡って昭和 55 年 3 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付しないと国民年金に加入できない。」と説明され、当該期間の保険料額が計算された手書きの納付書がその場で発行された。その後間もなくして、市役所の窓口で、当該納付書に記載された 20 数万円の保険料を遡って一括で納付した。

また、昭和 58 年 4 月以降の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により、金融機関で定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月頃に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、60 年 4 月と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は同年 4 月 22 日に任意加入していることが確認でき、オンライン記録においても、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 3 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料について、加入手続時に市役所の窓口で発行された手書きの納

付書により、当該納付書発行後間もなく同市役所にて一括で20数万円を納付したと主張しているが、i) 制度上、市役所では過年度の保険料を納付することはできないこと、ii) 保険料の納付については納付期限から2年を経過すると時効になるため、3年間遡って保険料を納付することはできないこと、iii) 申立人が納付したとする当該保険料額は、申立人が主張する国民年金の加入手続時期（昭和58年4月頃）に、当該期間の保険料を過年度納付等により実際に納付した場合の金額とも相違していることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年2月までの期間及び47年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から45年2月まで  
② 昭和47年4月から54年3月まで

私が20歳になった昭和44年\*月頃に、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、その後に勤務した会社を退職した47年4月頃にも、母親が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを区役所で行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、母親が納付してくれ、その後も、私が結婚する少し前までの保険料を納付してくれていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年\*月頃に、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ってくれたとする母親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和54年10月頃に行われたものと推認されることから、申立人の国民年金の加入手続き時期についての主張と一致しない。

さらに、申立人は、推認される加入手続き時点において、申立期間①の国民年金保険料については第3回特例納付により、申立期間②の保険料について

は過年度納付及び第3回特例納付により、保険料を納付することが可能であるが、申立人は、母親から、長期間の保険料を遡って納付したことを聞いた記憶は無いと述べている上、申立人の母親が申立期間①及び②の保険料を特例納付により納付したのであれば、特殊台帳が保存されているはずであるが、申立人の特殊台帳は見当たらない。

加えて、申立人の主張のとおり、母親が申立期間の申立人の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間当初から前述の推認される加入手続時期までを通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 6 日から同年 9 月 29 日まで  
② 昭和 37 年 4 月 5 日から 38 年 1 月 16 日まで

申立期間①については、A社に昭和 32 年 4 月 1 日に入社し、34 年 5 月 19 日に退職するまで継続して勤務しており、同社を途中で退職し、再入社を行った事実は無い。

申立期間②については、B社に昭和 34 年 5 月 21 日に入社し、38 年 9 月 20 日に退職するまで継続して勤務しており、同社を途中で退職し、再入社を行った事実は無い。

調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、A社に勤務していたことは、同僚の供述により推認できる。

しかしながら、申立期間①当時に、A社において、厚生年金保険被保険者であった従業員の記録を調査したところ、複数の従業員についても申立人と同様に被保険者期間の欠落が見られる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和 33 年 5 月 6 日と記載されており、備考欄には健康保険被保険者証を返却したことを示す「証返附済」の押印が確認できる上、申立人が同社において、申立期間①の前後の期間に加入していた被保険者記録は、それぞれ異なる健康保険整理番号となっており、不自然な点は見当たらない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事



業主は死亡していることから、申立人の申立期間における保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和 34 年 5 月 21 日から 38 年 9 月 20 日まで B 社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人が申立期間において共に勤務していたと記憶している同僚は、申立人と同様に被保険者期間の欠落がみられる。

また、申立期間②を含め被保険者となっている複数の同僚は、申立人を知らないと回答している。

さらに、B 社において、申立期間②の前後の期間に加入していた被保険者記録は、それぞれ異なる健康保険整理番号となっており、不自然な点は見当たらない。

加えて、B 社の元事業主は、「同社は既に解散しており、当時の件は書類等も無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 6 日から 14 年 3 月 1 日まで

私は、平成 11 年 9 月 6 日から、A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、厚生年金保険の資格取得日が 14 年 3 月 1 日となっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在籍期間証明書及び申立期間のうち一部の期間に係る給与支給明細書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記、給与支給明細書において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていない上、申立人が提出した平成 13 年度市民税・県民税納税通知書によると、平成 12 年において社会保険料が控除されていない。

また、A社は、「申立人に係る人事記録等は残っていないが、給与が月に2回支給されていることから、正社員ではなかったことは確かである。申立期間当時、正社員以外の厚生年金保険への加入は任意であった。」と回答しているところ、申立人と同時期に資格取得し、「自身は正社員ではなかった。」とする複数の者が、「当時、厚生年金保険には、加入を希望した場合のみ加入させてもらえた。」と供述している。

さらに、B健康保険組合の記録により、申立人は、申立期間において、当時の夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月頃から 32 年 5 月頃まで  
② 昭和 32 年 7 月頃から 34 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している事業主の名前、住所、事業主の家族の名前及び同僚の名前から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間において、約 30 人の従業員が勤務していたと述べているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる被保険者は、申立期間①は5人、申立期間②は6人のみであり、申立人が記憶している雇用形態が同じ複数の同僚は被保険者記録が確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、A事業所は、昭和 32 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち 30 年 1 月頃から 32 年 4 月 1 日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A事業所の事業主及び同僚は所在が不明又は死亡しており、これらの者に申立人の勤務実態及び保険料の控除について照会することができない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事

情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 25 日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に賞与が 17 万 7,185 円支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、当該期間に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 20 年 3 月 25 日にA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたとして、預金通帳（写し）を提出している。

しかしながら、上記の預金通帳（写し）には、「20-3-25 振込 給与 カブシキカイシャ 177,185」と記載されており、A社から申立期間に賞与が支給されたことが確認できない上、同社は、毎月の給与支給日は、25 日であると回答しているところ、同社から提出された申立人に係る平成 20 年給与支払控除一覧の3月の差引支給額欄に記載されている金額（177,185 円）は、前記の預金通帳の振込額と一致している。

また、A社から提出された派遣従業員就業規則には、「第 14 条（賞与） 支給しない。」と記載されている上、同社は、「申立人は、派遣社員のため、賞与の支給は無い。」と回答している。

さらに、A社から提出された申立人に係る労働者派遣雇用契約書（兼勤務通知書）には、「賞与は支給しない。」と記載されている。

加えて、上記給与支払控除一覧に記載されている社会保険料の年間合計額と、B市役所から提出された申立人の同社に係る給与支払報告書（個人

別明細書)に記載されている社会保険料等の金額は一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年頃から26年頃まで

私は、申立期間において、A県B市C町にあったD製品を作っていた会社（会社名にE又はFが付されていたと記憶している。）に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において勤務していたとする事業所の所在地を詳細に記憶しているものの、当該事業所の名称を記憶しておらず、事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、オンライン記録では、B市内に事業所名にEが付された厚生年金保険の適用事業所は無く、事業所名にFが付された厚生年金保険の適用事業所は、10事業所が確認できるが、いずれの事業所も申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立期間に係る記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。